

## 新たな子育て支援施策について（令和 6 年度）

## ① 病児・病後児保育施設の建設

児童が病気又は病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間において、一時的にその児童を預かり保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全育成を図ります。令和 6 年度建設、令和 7 年度に開所予定です。

## ② 多子世帯及び低所得者の保育料軽減

多子世帯について補助上限額を撤廃し第 3 子以降を無償化、第 2 子を半額とするとともに、低所得者向け制度を設けます。

## ③ 育休退園制度の撤廃

保護者が第 2 子以降の出産で育児休業を取得すると、上の子（3 歳未満）は産後 6 ヶ月後の月末に通っていた保育園を退園することになっていましたが、育休退園制度を撤廃します。

## ④ 保育士配置基準の見直し

職員配置基準について、国が最低基準の改正を行うことを受け見直します。4・5 歳児：30 対 1 から 25 対 1、3 歳児：20 対 1 から 15 対 1 へ引き下げします。町独自では 1 歳児を 6 対 1 から 5 対 1 へ引き下げて実施しています。

## ⑤ 多胎妊婦健康診査費用助成

多胎児を妊娠した妊婦に対して、通常 14 回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助します。単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、健診に伴う経済的負担が大きくなることから、多胎妊婦の経済的負担軽減を図ります。

## ⑥ 産後ケア事業利用者負担減免

産後ケアを必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を行います。利用者の経済的負担の軽減を図るとともに、産後ケア事業を利用しやすい環境を整えます。

## ⑦ 骨盤体操教室

産後の骨盤の歪みを矯正し、運動やストレッチをする教室を行います。妊娠前の身体に戻すためのストレッチをしたり、母親同士の交流の場となることで、心身のケアやリフレッシュをすることができます。

## ⑧ おむつクーポン支給事業

0 歳児のお子さんの保護者に、町内の指定取扱店で対象品目の購入に使用できる、おむつ無料クーポン券（最大 24,000 円分）を支給します。転入した方（転入日から 1 歳の誕生日の前月までの月数分）にも支給します。

## ⑨ 多言語通訳システムの導入

行政・自治体用語に対応した多言語通訳システムを導入し、外国人とのコミュニケーションをサポートします。赤ちゃん訪問、保育園等での面談、相談支援などあらゆる場面でのコミュニケーションのサポートが可能となります。

## ⑩ 児童手当の拡充

現在は中学卒業まで支給されていますが、令和 6 年 10 月分から高校卒業まで延長して支給します。また、所得制限の撤廃、多子加算として第 3 子以降 3 万円を支給します。

## ⑪ 低所得者世帯支援給付金

(ア) 令和 5 年度住民税非課税世帯に 1 世帯 7 万円、住民税均等割のみ課税世帯に、1 世帯 10 万円を給付します。

(イ) (ア)の子育て世帯に、世帯内で扶養されている 18 歳以下の子に 1 人当たり 5 万円を加算します。

(ウ) 令和 6 年度に新たに住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となる世帯に、1 世帯 10 万円を給付します。

※(ア)～(イ)については、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて実施